

## (公社) 庄原市シルバー人材センター作業別安全基準

### 除草

#### 作業一般

1. 常に健康の維持管理に心がけること
2. 安全第一に考え、安全作業に心がけること
3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること
  - ① 作業服は、長袖、長ズボンを着用し虫の入らぬよう袖口のしまったものを選ぶこと
  - ② 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること
  - ③ 保護帽は、必ず着用すること
  - ④ 手袋（軍手等）を必ず着用すること
4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に入ること
5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること
6. 作業環境は、常に整理整頓を心がけること
7. 斜面での作業は、滑り易いので十分注意すること
8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと
9. 道具類の使用は、正しい使用法によること
10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと
11. 長時間の作業は避けること
12. 雨天時の作業は避けること
13. 炎天下での作業は、日よけ帽を必ず着用し、必要に応じて水分を補給すること
14. 作業現場への行き帰りは、交通事故に気をつけること

#### 刈払機作業

1. 使用前に必ず点検すること
  - ① ネジのゆるみはないか
  - ② 作業に合った刃が付いているかどうか
  - ③ 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しないこと
2. 安全ガードは必ず取り付けること
3. 保護眼鏡を着用すること
4. 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと特に、小石には十分注意すること
5. 作業中は、半径 10m以内に他の人を近づけないこと
6. 雨天時の作業は、滑り易いので避けること
7. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること
8. 運搬および格納時には回転刃には保護カバーをつけること
9. 刈払機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと

## 手作業

1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと
  - ① ガラスの破片、釘等に注意すること
  - ② 蜂の巣や害虫等に注意すること
  - ③ 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること
2. 鎌を使つての作業では、安全第一を心がけること
  - ① 腰を落とし、正しい姿勢で使用するこゝ
  - ② 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること
  - ③ 使用休止中の鎌は、立て掛けたりは先を上向きにしたりしないようにすること。邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと

## 除草剤および消毒作業

1. 使用にあたっては、容器の表示事項等に従つて、安全かつ適正な使用をすること
2. 散布にあたっては、必ずゴム手袋、保護マスクを使用し、扱いは十分注意すること。また、作業途中での喫煙は絶対にしないこと
3. 散布にあたっては、風向きに十分注意すること
4. 散布にあたっては、作業現場に人が近づかないように十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、家畜、樹木等にも配慮すること
5. 水道、水源、井戸、河川、池等の周辺での使用に際しては、十分注意すること
6. 余つた薬剤の処理には十分注意すること
7. 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行うこと
8. 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替へること
9. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなつたりしたら、すぐに医師の診察を受けること

## 運搬作業

1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと
2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること
3. トラックでの道具等の積み降ろしは、荷崩れがおきないように、注意して行うこと。

# 剪定作業

## 作業一般

1. 常に健康の維持管理に努めること
2. 安全第一に考え、安全作業に心がけること
3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること  
作業服は、袖口のしまったものを  
作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること（地下足袋、運動靴等）  
保護帽は、必ず着用すること
4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に入ること
5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること
6. 作業環境は、常に整理整頓を心がけること
7. 重量物の運搬は、慎重に行うこと
8. 道具類の使用は、正しい使用法によること
9. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと
10. 作業現場への行き帰りは、交通事故に気をつけること

## 三角梯子使用

1. 三角梯子は使用前に十分点検し、特に梯子の棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること
2. 三角梯子は、丈夫な構造のものを使用すること
3. 三角梯子には、開き止めがついていること
4. 三角梯子の設置は、三角梯子の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるようにたてること
5. 三角梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。  
地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること
6. 三角梯子上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行うことし、無理な姿勢で作業をしないこと
7. 三角梯子を昇降する際は、手に道具を持たないこと。また、飛び降りないこと
8. 作業中の三角梯子周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。
9. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと
10. 剪定作業中は、樹下で作業しないこと

### 梯子使用作業

1. 梯子は、幅 30 cm以上の丈夫なものを使用すること
2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合には、梯子の上方をしぼるか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと
3. 梯子は、地面との角度が 75 度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は 60 cmぐらい上方に出るようにすること
4. 梯子を昇降する際は、手に道具等を持たないこと。また、飛び降りないこと
5. 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと
6. 通路での作業は、標識を設けること
7. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること
8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと
9. 剪定作業中は、樹下で作業しないこと

### 足場使用の作業

1. 三角梯子を利用して足場板をかけわたすときは、三角梯子の設置間隔を 1.8m以下とすること。また、足場板の設置高さは 2 m以下とすること
2. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくなるようにすること
3. 足場板は、ゴムバンドでしぼり固定すること
4. 足場板は、作業床の幅が 40 cm以上になるように 2 枚以上かけわたすこと
5. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと
6. 足場として土塀の上、ブロック塀の上等、間に合わせの足場を使用せず、梯子、三角梯子、踏台等を用いること

### 樹上での作業

1. 地上より 2 m以上の樹上での作業をする場合は、安全带および保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと
2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと
3. 枝につかまったり体重をかけたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること
4. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと
5. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと
6. 直径 10 cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け下から上へ幹から 10 cmくらいの所を枝直径の 3 分の 1 程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって 5 cmの所を切り落とす。その後残部を平らに切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること

### 刈込み作業

1. 共同で、刈込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと
2. 使用休止中の刈込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと

## 自動車運転

1. 運転にあたっては携行品の確認をすること

- ① 運転免許証
- ② 自動車検査証及び自賠責保険証
- ③ 非常用信号用具・三角停止板

2. 就業中の飲酒はもちろん、酒気を帯びた状態での運転はしてはならない。また、就業時間外においても、就業に影響を及ぼすような飲酒は慎むこと

3. 疾病・疲労等その他の理由により安全な運転に支障がある場合は、管理者に申し出ること

4. 運転にあたっては、当該車両の確実な日常点検を行うこと

| 点検箇所                       |               | 点検項目                          | 点検箇所  |                  | 点検項目                |
|----------------------------|---------------|-------------------------------|---|------------------|---------------------|
| 運<br>転<br>席<br>の<br>点<br>検 | ブレーキペダル       | 踏みしろ                          | エ<br>ン<br>ジ<br>ン<br>ル<br>ーム<br>内<br>の<br>点<br>検 | ウインドウワッシャー       | 液量点検                |
|                            |               | ブレーキの効き具合                     |   | ブレーキオイル・リザーバータンク | 液量点検                |
|                            | 駐車ブレーキ        | 引きしろ                          |   | ラジエター            | 水量点検                |
|                            | エンジン          | 掛かり具合<br>低速、加速の状態             |   | エンジンオイル          | レベルゲージによる<br>オイル量点検 |
|                            | ウインドウワッシャー    | 噴射状況                          |   | ファンベルト           | 張り具合<br>損傷          |
|                            | ワイパー          | 拭き取りの状態                       |   |                  |                     |
|                            | ブレーキバルブ       | 排気音                           |   |                  |                     |
| 車<br>の<br>周<br>り<br>か<br>ら | 灯火装置<br>方向指示器 | 点灯・点滅具合<br>汚れ・破損              |   |                  |                     |
|                            | タイヤ           | 空気圧<br>亀裂・損傷<br>異常な磨耗<br>溝の深さ |   |                  |                     |

5. 運転にあたっては、次の事項を遵守し事故防止に努めること
  - ① 常に節制休養に努め健康を保持し、運行の安全に努めること
  - ② 日常点検の確実な実施を行い運行の安全確保に努めること
  - ③ 運行中、異音、異臭及び計器類の状態に注意し重大な故障を発見、又はそのおそれがあると認められたときは、直ちに運行を停止し適切な処置をとること
  - ④ 交通諸法規の遵守（法規をよく知り、よく守る）
  - ⑤ 安全速度・車間距離の保持（車両、道路、交通、視界、技量、心身等の状況に応じた安全速度及び車間距離の保持）
  - ⑥ 居眠り運転の防止（節制、休養に留意するとともに、風邪薬等の服用については睡眠作用をおよぼす成分の入った薬は避けること）
  
6. 運転中は、周囲の状況に応じて先を読み危険を想定し、ハンドルやブレーキの急操作をしなくても、危険に対処できる速度と方法で運転するよう心がけること
  
7. 運転中、万が一事故が発生し、人又は物を損傷したときは、迅速、適切な処置を行い被害が拡大しないように努めなくてはならない
  - ① 交通事故の処置は次によること
    - ア. 第一に人の救護を行う
    - イ. 道路交通法における危険防止（併発防止）を図る
    - ウ. 最寄りの警察に届出て実地検証を受ける
    - エ. 事故原因の確認に役立つ資料の保存と取得に努める
    - オ. その他状況に応じた処置をとる
  - ② 事故の大小に関わらず必要な事項については、手帳に記入し控えておくこと
    - ア. 事故発生の日時、場所、道路幅員、発生位置
    - イ. 相手の人の住所・氏名・年齢・電話番号・職業、負傷の程度・負傷者が手当てを受けた病院の住所・電話番号
    - ウ. 相手の車両の名称・年式・登録番号、所有者の住所・氏名・電話番号、破損した箇所とその程度
    - エ. 事故に対し講じた措置